2020年4月

お客さま各位

株式会社　共同プロ保険事務所
TEL:0282-24-6064　FAX：0282-24-9830

「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴う各種お取扱いについて(概要)

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、関係者の皆さま、また直接的な影響だけではなく感染疑義（感染者との濃厚接触）に伴い自宅待機されている皆さま、感染防止を目的とし行動自粛をされている皆さま、心よりお見舞い申し上げます。
この度の新型コロナウイルスの影響をうけられているお客様へ三井住友海上あいおい生命の特別措置が決定いたしましたのでご案内申し上げます。

記

1.特別措置の適応対象に付いて
個人・法人を問いません。

2.特別措置の内容
（1）最長６か月（2020年9月30日）までの保険料支払い猶予があります。
（2）2020年9月30日までオーバーローン失効の猶予を致します。
（3）2020年9月30日まで契約者貸付の年利を0.0％と貸付利息を減免します。
（4）（3）契約者貸付の手続きを簡素化します。
（5）保険金支払いの手続きを簡素化します。
（6）在宅や他施設（ホテル等）での療養を入院とみなし保険金を支払います。

注）上記のご説明は“概要”となりますので詳しくは同封の別紙【「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴う各種お取り扱いについて】をご覧下さい。

【重要】また、新型コロナウイルス感染症に罹患された方に付きましては新たな保険への加入や見直し等が出来ない（保険加入が出来ない）状況となっております。
現在、新型コロナウイルス感染症に罹患されていない方で、医療保険や生命保険にご加入がまだの方、また数年以上見直しをされてない方に付きましては取り急ぎご相談下さいませ。

＜問合せ先：株式会社　共同プロ保険事務所＞

２０２０年４月

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

「新型コロナウィルス感染症」の拡大に伴う各種お取扱いについて

このたびの「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、健康被害ならびに事業等に影響を受けておられるお客さまに謹んでお見舞い申しあげます。

弊社では、影響を受けられているお客さまに対しまして、下記の特別措置をいたします。

記

１．特別措置の適用対象について

・当該感染症により影響を受けたご契約者さま

法人のご契約者さまが当該感染症の影響によって事業運営に支障をきたしている場合や個人のご契約者さまが感染したといった直接的な影響だけではなく、感染疑義（感染者との濃厚接触）に伴い自宅待機される場合や感染防止を目的として代理店との対面をご希望されない場合、ご契約の代理店が休業や業務縮小、お客さま対応等を自粛している場合などにより、通常の各種お手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

２．特別措置の内容

○　保険料の払込みを猶予する期間を延長いたします

・当該感染症の影響により保険料のお払込みが困難な場合、お客さまからのお申し出により、保険料のお払込猶予期間を、最長６か月（２０２０年９月３０日）まで延長いたします。

○　保険金等のお支払手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

・保険金・給付金等のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

○　契約者貸付の手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

・契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

＜専用ダイヤル＞

電話：０１２０－３２１－９０４（無料、携帯電話・ＰＨＳからもご利用いただけます）

受付時間：月～金　９時～１８時　土　９時～１７時　（日・祝日・年末年始を除く）

２０１９年４月に三井住友海上火災保険、または、あいおいニッセイ同和損害保険から契約移行されたお客さまにつきましては、下記のダイヤルにお問い合わせください。

＜医療・介護デスク＞

三井住友海上火災保険から契約移行されたお客さま　　：　電話：０１２０－３２１－１８６

あいおいニッセイ同和損害保険から契約移行されたお客さま　：　電話：０１２０－３２１－５５３

受付時間：月～金　９時～１８時　土　９時～１７時　（日・祝日・年末年始を除く）

以　上